

福島県ひとり親家庭等自立支援計画〈概要〉

第1章 策定に当たって

1 計画策定（改訂）の趣旨

平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする「福島県母子家庭等自立支援計画」を「（仮称）福島県ひとり親家庭等自立支援計画」として改訂する。

※ 改訂に当たっては、母子家庭、寡婦世帯及び父子家庭を「ひとり親家庭等」と定義。

2 計画の性格

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進計画として、本県がひとり親家庭等対策を総合的、計画的に推進するための基本指針

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

第2章 福島県のひとり親家庭を取り巻く状況

1 人口動態

(1) 離婚件数・離婚率の推移

県内の離婚率は、全国よりやや減少（H25 全国 1.84%、福島県 1.67%）

(2) ひとり親家庭数の推移

県内の母子家庭の世帯数は平成22年度以降やや減少傾向

（H22 22,746世帯→H26 21,071世帯）

県内の父子家庭の世帯数は平成20年度以降増加傾向にあったが、平成24年度以降はやや減少傾向

（H22 2,697世帯→H24 3,162世帯→H26 3,023世帯）

2 ひとり親家庭実態調査

県内に居住する児童扶養手当受給資格のあるひとり親家庭1,000世帯を対象に、世帯の状況、就労の状況、家計の状況、お子さんの状況、資格や技能取得、福祉制度の利用状況・行政機関に関する要望を調査内容とするひとり親家庭実態調査を実施。598世帯から回答。

(1) ひとり親家庭における子どもの状況

・小学校入学前は保育所の利用が高い。（59.2%）

平成21年度調査時は56.6%であり、保育所に預けている割合が増加

した。

- ・小学校低学年は放課後児童クラブの利用が高い。(44.8%)

平成21年度調査時は、29.6%であり、利用している割合が著しく増加した。

(2) ひとり親家庭の住居の状況

親の家に同居197世帯(32.9%)

平成21年度調査時33.7%であり、ほぼ同様の状況である。

賃貸住宅(アパート)174世帯(29.1%)

平成21年度調査時31.7%であり、ほぼ同様の状況である。

(3) 平均年間収入

300万円未満が全体の85.1%を占めている。

平成21年度調査時は83.7%であり、ほぼ同様の状況である。

(4) 就業率

ひとり親家庭の就業割合は非常に高い。86.6%

(平成21年度調査時87.2%)

「非正規社員」が48.7%(平成21年度調査時48.1%)にのぼり、不安定な就労(収入面・待遇面)が多い。

(5) 養育費の状況 取り決め率、取得率、平均額

約7割(69.8%)が養育費の支払いを受けていない。

(6) 資格の取得状況

- ・ひとり親家庭になる前に取得していた資格(複数回答)

簿記74人、パソコン50人、資格なし314人

- ・ひとり親家庭になってから取得した資格(複数回答)

パソコン45人、ホームヘルパー44人、取得していない367人

- ・資格や技能習得を行っていない理由(複数回答)

資格や技能習得を希望するが、費用の負担ができない(57.3%)、仕事が忙しい(47.2%)などの理由により、資格や技能習得に至っていない。

(7) どのような就労支援を望むか(複数回答)

職業訓練や講座を受講するときの経済的援助の要望が非常に高い。

(54.8%)

(8) 相談機関・制度等についての認知度(複数回答)

利用度、満足度（複数回答）

(9) 希望する支援制度（複数回答）

現在の厳しい経済雇用情勢を反映し、特に児童扶養手当の増額（80.3%）や医療費に対する助成制度の充実（36.5%）など経済的支援策に対するものが多い。

(10) 県（行政）に対する御意見・御要望（複数回答）

最も多かったのが、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成事業などに関する「経済的支援について」の意見・要望である。（42.0%）その中でも「児童扶養手当」に関するものが多数を占めた。

第3章 これまでの取組と評価

- 1 子育て支援・生活の場の確保
- 2 就業支援
- 3 養育費の確保
- 4 経済的支援

平成22年度から平成25年度までの主な施策の取組状況等について、現行福島県母子家庭等自立支援計画に基づく上記1から4の各基本方針策毎に総括

第4章 計画の理念及び基本方針

1 計画の理念

**ひとり親家庭等が、健康で生きがいと幸せを実感でき、
自立し安心して暮らせる環境づくりの推進**

ひとり親家庭の父母及び寡婦は、家計を支えるための就業、子育てや家事を一人で担っており、ひとり親家庭等が自立するためには、自らの努力を基本とし、その持てる能力や様々な物的・人的資源、各種制度、情報等を利用して、ひとり親家庭等であるための制約を減らし、自らの意思に基づいて福祉制度等を活用し、生活の安定と向上に努めることが必要ある。しかし、個人の力だけでは限界があることから、社会全体でバックアップし、課題の解決に向けて少しでも前進するために、「ひとり親家庭等が、健康で生きがいと幸せを実感でき、自立し安心して暮らせる環境づくりの推進」を基本理念に掲げ、計画の基本方針のもと、様々な施策を総合的かつ複合的に実施していく。

2 他の計画との関連

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の下位計画であり、本県の子育て支援施策全般の基本指針となる

「うつくしま子ども夢プラン次期計画」（名称未決定）及び本県の労働行政推進の基本方針となる「ふくしま労働プラン」との整合を図り、子育て・子育てを支える社会の推進のため、ひとり親家庭等においても安心して子育てができるよう、子育て環境づくり・生活支援、就業支援、経済的支援などによる総合的な自立支援を引き続き展開することとする。

第5章 具体的取組

1 相談・情報提供機能の充実

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 放課後児童の健全育成の推進
- (3) 公営住宅への優先入居の推進
- (4) 地域における子育て・生活支援体制整備の推進
- (5) 子どもの育ちへの支援

3 就業支援の推進

- (1) 就業相談及び就業のあっせん等の充実
- (2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

4 養育費確保対策の充実

5 経済的支援の充実

- (1) 児童扶養手当に関する情報提供と適正な支給事務
- (2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供と適正な貸付事務

第6章 計画の実現に向けて

県の各部局をはじめ、国、市町村、民間企業、NPO法人、福祉団体等関係機関が緊密に連携しながら、ひとり親家庭等への支援を総合的に進めていく必要がある。

附属資料 利用できる福祉制度

利用できる福祉制度、各市町村ひとり親家庭福祉担当窓口を紹介

参考資料

- 1 計画策定経過
- 2 福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会設置要綱
- 3 福島県ひとり親家庭等自立支援計画策定懇談会委員名簿